

2011年12月28日
住友重機械工業株式会社
代表取締役社長 中村 吉伸

「官公需事業に関する独占禁止法遵守のためのコンプライアンス体制 検証提言委員会」による提言書について

当社は、昨年7月、橋梁独占禁止法違反事件に関する株主代表訴訟の和解により外部の有識者を招き、当社のコンプライアンス体制の検証と事件の再発防止のための提言を行う「官公需事業に関する独占禁止法遵守のためのコンプライアンス体制検証提言委員会」を設置いたしました。

このたび、1年以上にわたる真摯な討議を経て、その結果が「提言書」としてまとめられ、提出されました（「提言書」については別紙のとおりです。）。

提言書では、当社が講じた再発防止策について、「事件発生当時と比較して、より充実したものになっている」との評価をいただいた一方、これらの既の実施されている取組みを今後も継続していくことが重要であると共に、一部の取組みについて補足的措置の導入や、運用の改善を行えばより効果的な制度の構築が可能であるとの提言を受けました。

当社は、コンプライアンス体制を強化する観点から、委員会の提言に真剣に取り組み、常に検証を行い、必要に応じて改善を施すなどして、今後ともコンプライアンスの徹底をグループを挙げて推進してまいります。

記

1. 組織・受注プロセス

- ① 独占禁止法違反事件の再発防止の実効性を確保するため、官公需営業部門を含めてローテーションを適宜実施しておりますが、今後とも業務品質を確保しつつ、継続的に実施してまいります。
- ② 当社においては、事業に関連する官公庁のOBを採用する場合には、営業部門には配置せず品質管理等の業務に従事させ、また営業活動に関与させないこととしておりますが、今後とも、この運用を継続してまいります。
- ③ 当社は、官公需事業の営業活動に対し事業部のトップと本社部門がより積極的に関与する受注コンプライアンス審査制度、またコンプライアンス上の適正性をモニタリングするための受注コンプライアンス監査制度を、実施しております。こうした審査や監査においては、いずれも業務経験豊富なスタッフが従事し、その任務に当たっておりますが、委員会の提言を踏まえ、更に審査・監査能力の維持・向上を図ってまいります。

2. 規程・マニュアル・教育

当社は、「独占禁止法順守マニュアル」「コンプライアンスマニュアル」等を作成し、従業員のための教育資料の充実に努めるとともに、毎年外部の講師を招き独占禁止法に関する講習会を実施してまいりました。今後とも、一層従業員が理解しやすく、具体的な行動に結びつくような内容となるよう工夫してまいります。

また、グローバル化の進展に伴い、当社の事業活動は国内だけでなく海外でもより広範な広がりを見せていることを踏まえ、海外の競争法や贈収賄問題にも取り組んでまいります。

3. コンプライアンス意識

当社では、従業員のコンプライアンスに対する意識と理解の浸透度を調査確認するため、毎年全ての従業員に対し、無記名式のアンケート（コンプライアンス浸透度調査）を実施しております。今後ともこの調査を継続して実施し、従業員の更なるコンプライアンス意識の向上を図ってまいります。

以上